

産業構造審議会知的財産分科会 第27回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和7年1月21日（火） 13：30～15：00

場所：経済産業省9階東1－1会議室（WEB会議室併用）

○中山室長 定刻になりましたので、ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会、第27回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は経済産業省会議室で対面にて開催しつつ、オンラインを併用して一部の委員の方がTeamsで参加する形となっております。

また議事の公開につきましては、本小委員会では一般傍聴者及びプレスの方は、Teamsでの傍聴に限って可能としてございます。

また配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

またオンラインで参加の皆様におかれましては、カメラを常時オンに設定いただきまして、マイクは御発言される際を除きオフでお願いいたします。

なお、御発言を希望される際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、マイクをオンにいただきまして、発言が終了した際にはマイクをオフにして、手を下ろしていただきますようお願いいたします。会場の方はネームプレートを立てていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は水野委員が御欠席となっております。

またオブザーバーとしては、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁生活安全局に御出席をいただいております。

それでは、これより先の議事進行については、岡村委員長にお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長　岡村でございます。もう1月21日ではありますが今年の第1回ということで、明けましておめでとうございますということになろうかと存じます。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

○中山室長　会場の皆様におかれましてはお手元のiPadに入れてございます。資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3－1「営業秘密管理指針の主な改訂内容一覧」、資料3－2「営業秘密管理指針（案）」の4種類御用意してございます。もし見られない等不具合がございましたら事務局のほうまでお声がけください。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、初めに、事務局から本日の議題につきまして御説明をお願いいたします。

○中山室長　資料1に基づきまして、本日の議題は営業秘密の管理指針の改訂について、皆様に御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございました。

それでは、議題に入っていきたいと思います。まず、事務局から資料3－1についての御説明をお願いいたします。

○中山室長　お手元の資料3－1に基づきまして、御説明させていただければと思います。「営業秘密管理指針」の主な改訂内容一覧です。

前回の第26回の会合において方向性について皆様に御議論いただいたところでございますけれども、今般は、より具体的な案について御紹介、御意見をいただければと思います。

スライド2ページ目ですが、「営業秘密管理指針」改訂の背景・方向性で、こちらは前回、第26回小委員会の資料を一部参照しています。

まず1点目は、営業秘密を取り巻く環境の変化ということで、働く環境の変化としてテレワークの普及など、雇用流動化を踏まえた記載内容の整理・拡充をしています。例えば対従業員管理、対取引先管理の明記も一例です。また、2点目として、情報管理の変化として、クラウドの利用普及に関する記載内容の整理・拡充をしています。3点目は技術動向を踏まえた営業秘密管理に関する記載の整理・追加ということで、生成AIとの関係や、リバースエンジニアリング、ダークウェブなどの記載を新たに追加しています。

加えて、関連する法制度の見直しということで、昨今裁判の動向なども蓄積がたまってきたところですので、そちらを踏まえた修正も併せて行っています。

具体的には、前回改訂は6年前ということですので、前回改訂以降の不正競争防止法の改正の動向ということで、例えば平成30年の限定提供データ制度の導入や令和5年で法改正をさせていただいた、限定提供データと営業秘密の関係の整理について追記しています。また、営業秘密に関連する裁判の動向を踏まえた記載を整理、拡充する形での修正を加えています。また、今までも概念的には含まれていたと思いますけれども、大学や研究機関も営業秘密の保有者になることの明示についても、改めて今回追記しています。

3 ページ目でございますが、冒頭でも申し上げたとおり環境の変化についてのもう少し詳細に御説明します。例えばテレワークに関しては、総務省の統計によると、左上のテレワークの導入状況に関し平成30年で約2割程度導入している企業がございましたが、今般、令和5年度においては約半数が導入しているように確実に増えていますし、テレワークの導入形態としても、在宅勤務以外の導入が増加しているといった環境変化があります。

4 ページ目でございますが、今般クラウドでの管理が増えているといったところについても、こちらも総務省の統計によると、クラウドの利用状況も令和5年、直近でございますが約50%の企業が利用している、一部の事業所で導入している方を含めると約8割の企業がクラウドサービスを導入しています。

右上のクラウドサービス利用の用途でございますが、ファイルの保管・データ共有をメインに利用されている方が多く、その割合も令和4年と5年を見ても徐々に上がってきています。

クラウドサービスを利用する理由は、場所や機器を選ばずに利用できる場所もございますが、それ以外にも安定運用、可用性が高くなること、既存のシステムよりコストが安いといったところの理由も含めて、導入の理由については様々です。いずれにせよ、いろいろな観点からクラウドサービスを利用している者が増えています。

その上で非常に効果があった、ある程度効果があったと考えられている企業の皆様も約9割いらっしゃいます。

5 ページ目のスライドになりますけれども、今回改訂する「営業秘密管理指針」の位置づけについて改めて確認したいと思います。営業秘密に関しては、我々も「営業秘密管理指針」や、「知っておきたい営業秘密」、「秘密情報の保護ハンドブック」等、様々な啓発資料を出させていただいておりますが、本管理指針は営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すことに特化したガイドラインであることを、改めてここでも皆様と御確認させていただきたいと思っています。

6 ページ目のところに、「秘密情報の保護ハンドブック」についての記載がございますが、「営業秘密管理指針」との関係性についても改めて確認したいと思います。「営業秘密管理指針」は先ほど申し上げたとおり法的保護を受けるための最低限の水準を示すものという事で、一番底辺にあります。

その上で「秘密情報の保護ハンドブック」に関しては、営業秘密に限らず企業が保有する各種の秘密情報について、法的保護のレベルを超えて情報漏えい対策として有効と考えられる対策や、推奨される対策について包括的、網羅的に御紹介するものです。今回は「営業秘密管理指針」を改訂するという事を御認識いただければと思います。

ここまでの前提の部分でして、次に「営業秘密管理指針」の改訂内容についてです。

まず、はじめにの冒頭の部分になりますけれども、主な改訂内容といたしまして、平成30年に不正競争防止法改正で導入しました「限定提供データ」の保護と営業秘密の関係性について、令和5年の法改正で改めて整理されましたが、記載を整理するとともに、近年の企業における営業秘密の管理実態を踏まえまして、今般の「営業秘密管理指針」の改訂の背景を記載しています。テレワークの増加や企業の施設外で働く機会が増えていることも踏まえ、クラウド技術によって管理することが増えてきていることなどを書いています。

次の8 ページ目になりますけれども、いろいろなパンフレットがあつて、何を見たらいいだろうという御意見をいただくところもありますが、「営業秘密管理指針」の位置づけは、法的保護を受けるために必要となる最低限の水準を示すものであることを改めて整理させていただくべく、記載の追記をさせていただいております。その中で「秘密情報の保護のハンドブック」との関係や、昨年2月に改訂させていただいた「限定提供データに関する指針」についても併せて記載を整理しています。

次が9 ページ目になりますが、総説の部分です。ここは営業秘密の民事上の措置と刑事罰との関係性について、昨今の裁判例等を踏まえて民事上の措置・刑事罰との関係の明確化、営業秘密以外の情報の保護に関して、限定提供データに関する関係性も含めて改めて整理しています。

次が10ページ目になりますけれども、昨今の裁判例等を踏まえまして、本指針の対象となる者の範囲についてより明確化しています。

今までも概念上、大学とか研究機関も本指針の対象であったという認識ですが十分に伝わっていなかった部分もありましたので、今般改めて記載を追加し、その旨を明らかにしました。

ここに関しては昨今、特に2ポツ目、3ポツ目のところにもありますとおり、研究開発の成果に関しても、大学・研究機関にとって民間企業におけるものと同様として秘密に扱われる価値を有しているということで、営業秘密に該当し得るということです。このような背景を踏まえ、大学・研究機関においても、今後営業秘密管理の推進を一層やっていただくという観点からも今回追記しています。

次の11ページ目ですが、営業秘密の3要件のうち、まず秘密管理性について、主な改訂内容を御紹介します。

総則については、今まで大学とか研究機関を踏まえて事業者という形で改めて定義したことを踏まえ、企業を事業者という形で、より広く読めるようにしました。

また、秘密管理措置の対象は、昨今の裁判例を踏まえて、認識可能性の記載を追記しています。具体的には従業員全体の認識可能性も含めて客観的な観点から定められるべきものであるとのことでして、個々の従業員がどのような認識であったか否かに影響されるものではないと明確化しました。

次は12ページ目になりますけれども、情報管理がクラウドのサービスなどに移行することにより、クラウドサービスによっては、自分たちで管理したくてもできないといったサービス上の問題も出てきている状況なので、企業における管理実態を踏まえまして、今まで合理的区分と書いていたところを、13ページ以降の「秘密管理措置の程度」の中に考え方を入れ込む形で修正させていただいております。

また過去の裁判例を踏まえて追加するとともに、秘密管理措置の程度も対従業員、対取引先という形で、より対象者を明確化する形で整理しています。

具体的には13ページ目でございますが、まず合理的区分を削除した上で、秘密管理措置の程度に関しては、ア「従業員及び役員に向けたもの」で、社内を念頭に置いた秘密管理措置の程度を記載し、その中で合理的区分のエッセンスであります営業秘密と他の情報との分別管理、昨今の裁判例の中でも引用されることが多くなっております就業規則、従業員への研修・啓発も、営業秘密管理措置を判断する観点から列举して入れております。

また13ページ目の右下の（略）以降では、情報セキュリティと営業秘密の関係性について改めて明記しています。

情報セキュリティをしっかりと確保していただくのが重要である点我々もそのとおりだと認識していますが、営業秘密としての法的保護を受ける最低限の水準という観点からは、情報セキュリティで求められる措置の程度と秘密管理措置の程度とが必ずしも一致してい

なくても、秘密管理措置は認められ得るということを今般記載しています。

次が14ページ目でございます。左側は裁判例を追記しています。右側は（イ）取引先に向けた秘密管理の程度であり、基本的に従業員に向けた秘密管理措置の内容に加えまして、当該取引相手先との秘密保持契約を締結した上での秘密情報を提供したかどうかのポイントになることを、併せて追加しています。

次が15ページ目になりますけれども、秘密管理性の典型的な管理方法ということで、まずは紙媒体について、合理的区分のところを踏まえて、関連する平仄をそろえています。

また電子媒体は、昨今の企業における管理の実態を踏まえて外部クラウド利用による秘密管理措置について、今までもクラウドの利用に関しては2の(3)、②で記載していましたが、改めてどこまで管理するという観点からIDとかパスワードなどが設定されている程度の技術的管理措置や、それに加えて就業規則や誓約書などで当該情報の漏えいを禁止している規範的な管理措置で足りる場合もあるという形で、明確化しました。

加えて、16ページ目では、生成AIの昨今の利活用の状況も踏まえて注書きを追記しています。

前提としまして、特に社内の複数箇所で同じ情報を保有しているケースということで、今までも記載していましたが、今般「単位」という現在の記載が分かりにくいという御指摘もありましたので、A、B、Cといった単位とは何かわかるように「管理単位」という記載に変更させていただくとともに、生成AIに関しては、例えば学習用データとして情報 α を利用した場合、管理単位Cにおいて当該情報 α が生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α を管理単位Cにおいて秘密管理されているのであれば、当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって秘密管理性が否定されることはないという点を追記いたしました。

また、他の部署である管理単位Dにおいて当該情報 α が生成・出力されたケースにおいても、もともと持っている管理単位Cにおいて当該情報 α が秘密管理されているということであれば、管理単位Dにおいて当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって管理単位Cにおける秘密管理性が否定されることはないとも記載しています。なお、ここは文字だけでは分かりにくいかもしれませんので、あくまでも参考例ということで、図を併せて記載しています。

次の17ページ目からは有用性に関する考え方です。昨今の裁判例を踏まえて、当該情報を取得した者の認識にかかわらず営業秘密を保有している事業者の事業活動に利用されて

いるのであれば、有用性の要件は充足されると考えられる旨を追記しています。右側、左側とも裁判例を引いて明確化しています。

最後に18ページ目です。非公知性の考え方の整理に関しては、昨今の裁判例を踏まえましてダークウェブや、A I 学習用データを想定した公知情報の組合せ、リバースエンジニアリングなどについての情報を追記しています。

まずは、ダークウェブに秘密情報が公表される事案も昨今の技術進歩を踏まえると想定され得ますが、第三者からハッキングされて秘密情報がダークウェブに公表された場合、その一事をもって直ちに非公知性が喪失されるわけではない点、追記しています。

また非公知性の公知情報の組合せに関しては、特に公知情報を組み合わせた、A I 学習用データを作成する場合などが想定されますが、例えば公知情報の組み合わせであっても、その組合せが知られていなかったり、容易に知り得ないために財産的価値が失われていない場合は、非公知と言い得るとの記載を追加しています。

さらに19ページ目では、昨今の裁判例をもとに特許法の進歩性との関係について、不競法と特許法とでは明確に違うものであることを、改めて記載しています。

最後に、リバースエンジニアリングについても、従来は裁判例を載せていただいておりますが、今般改めて考え方について記載しています。具体的には、簡単にリバースエンジニアリングできてしまう場合は非公知性を喪失すると考えられますが、例えば特殊な技術を使って、また相当な期間も必要であるということで誰でも容易に当該営業秘密を知ることができない場合は、それが市販されたことをもって非公知性を喪失することにはならないという考え方の整理を入れています。

資料3-2ですが、今資料3-1で御紹介させていただいた内容に加えて、細かい体裁面、修辞上の整理など修正しています。

○岡村委員長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました「営業秘密管理指針」の主な改訂内容につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら御発言をお願いできればと存じます。いかがでしょうか。――杉村多恵委員。

○杉村（多）委員 知的財産協会の杉村と申します。委員長、御指名いただき、ありがとうございます。

このたびは、先ほど中山室長から御説明があったように資料3-1の冒頭部分ですか、時流に即した改訂を御検討いただいたということで、本当にありがとうございます。私か

らは企業実務の立場から、現場での運営実態みたいなことを踏まえながら少し気になるといいますか、発言をさせていただければと思っております。

まずもって、今の「営業秘密管理指針」が非常に企業の中で浸透しているという実態がございます。というのも秘密情報は我々知的財産部門だけではなくて営業とか、技術とか、いろいろな部門で保管したり、利用したりしている実態がありまして、知的財産部門としては秘密情報を管理するに当たっての規定を整備したりだとか、あるいはほかの部門に対してこういう管理をと指導したりだとか、そういったことをしているのですけれども、その際に最低限の水準を示している「営業秘密管理指針」を根拠にして策定だとか、指導だとかをしているものですから結構社内でも、これよく知っているという状況にただいまございます。

本当にいろいろと考えていただいてありがたいと思っているのですけれども、特に資料3-2の10ページの辺りで企業の実務担当者としてはよく参照させていただく内容になっているのですけれども、こういった記述が今般削除されるということで、ひょっとしたら、あっ削除されたということでちょっと戸惑いを覚えるとか、あるいは秘密か否かという管理の区分自体が不要になったのかなと、誤解をしてしまうことがあり得るのではないかなというような心配も少しございます。改訂によってこれまでの管理方法を変更しないといけないとか、あるいはひょっとしてもっとやらないといけないとか、そのように考えてしまう人が発生しないように、そういうことではないのだということを、ちょっと考えていかないといけないのかなと感じましたところです。

これが主な発言内容なのですけれども、あと今回裁判例だとか見直していただいて……

○岡村委員長　そこから、まず切っていただいて議論していきましょうか。

○杉村（多）委員　分かりました。

○岡村委員長　その他の御質問は後ほどまた。

○杉村（多）委員　承知いたしました。

○中山室長　御指摘いただきまして、ありがとうございます。

我々としては、社内で本指針を参考にさせていただいている点は大変ありがたく考えているところでございます。杉村委員の御指摘もあるように認識していますけれども、一方で今回背景事情でも述べさせていただいたように、特にクラウドの中でファイル管理を行う際に、どうしても自分たちの利用するクラウドサービスのサービス事業者の提供範囲にもよるので、クラウド利用者側の努力によってもできないこともあることも踏まえ、そうい

ったところも総合的に考えてさせていただいて合理的区分のところは削除した上で、まとめて記載という形にさせていただいたところでございます。

ただ、御指摘のとおり企業内での情報の管理についてもっとやらなければいけないのかとか、大幅に何か変えなければいけないのかといった誤解を招かないように、あくまでも法的保護を受ける上での最低限の水準を示すようなところですので、この点を改訂した後には我々も周知活動をしっかりやっていく中でも、まずきちんと趣旨を伝えさせていただくことと、管理の実態を大きく変えていただくようなものではないといったところは、併せてしっかり周知のところでも工夫をした方が良いと思っているところでございます。

○杉村（多）委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 畠山委員、今の点についての御意見でしょうか。

○畠山委員 今の点ではないです。別途の意見をさせていただければと思って手を挙げました。

○岡村委員長 では、後ほどお願いするということによろしいですか。

○畠山委員 はい、結構です。

○岡村委員長 では、杉村多恵委員、今の事務局からのお答えに対して何かございませうでしょうか。

○杉村（多）委員 いえ、こちらの意図を酌んでいただきまして、ありがとうございます。周知のところも含めて、そういった誤解が生じないように引き続き御検討いただけるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

○岡村委員長 では、御発言が途中になっていましたので、続きをお願いいたします。

○杉村（多）委員 もう一つは、すみません、本当に不勉強なだけなのですが、今回裁判例も見直していただいたところで評価が定着しているものが挙げられていることであればいいなと思ったと、ただそれだけでございます。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。

それでは、畠山委員、お願いできますでしょうか。

○畠山委員 よろしくお願いいたします。おまとめいただきまして、ありがとうございます。

幾つかお願いというか、資料3-2の指針（案）のほうですけれども、まずは6ページ目です。一番上の部分に「さらに」以下で「当該情報が営業秘密や限定提供データに該当

せず、また当該情報の取扱いについて私人間の契約において別途の規律を設けなかった場合であっても、不法行為に該当し、損害賠償を請求することができる可能性もある」というフレーズがあるのですけれども、ここが中小企業にとってみるとすごく分かりにくいなという感じがしております。指針の性質上、ここに書くのが適切であるかは分からないですが、こういうフレーズを入れるにあたり、より具体的な事例や、判例、可能性について何か念頭に置いているものがあれば、少し説明を付け加えていただいたほうがありがたいと思いました。

○岡村委員長　今の点につきまして、ほかの委員の先生方から御意見ありますでしょうか。——田村委員、お願いいたします。

○田村委員　今の点は私も気になるといえば気になる点でございます、もう御案内のとおりですけれども北朝鮮著作物最判事件というのがあって、一般的に個別の知的財産法で保護されないものについて不法行為に該当するというのは、極めて例外的な場合だということになっております。純粋な知的財産の利用行為のタイプで、2011年ぐらいに北朝鮮著作物最判が出た後で不法行為を具体的に認めたのは、大変有名な最近のバンドスコアの模倣行為に関する知財高裁の逆転判決が目立つくらいです。ですので一般的にこの書き方だと、かなりの感じ認められるのかなという印象を漂わせるような気がします。

今まで営業秘密該当性とか、限定提供データ該当性が否定されて、なお不法行為を認めたという例はあまりないのではないのでしょうか。ここは誤解を生むかなとおもいますので、この4行はなくてもよいのではないかという気はします。下手に頼られても困るのではないかと考えております。

○岡村委員長　ありがとうございます。少しだけ補足しておきますと、田村委員がおっしゃった北朝鮮映画上告審というのは著作権の判例でありまして、未承認国家の著作物について、我が国で著作権による保護を及ぼすか、及ぼさないかというのは国の政策によって、別にどちらでもあり得るのだと。ただ、保護されない場合、一般不法行為によって保護されるのかどうかということについて、それこそ他の法制度などで保護されているような、特段の事由がある場合を除いては保護されませんよといった趣旨のことであったと記憶しております。

ここで不法行為と書いてあるのが一般不法行為を指すことになる、先ほどの最高裁判決の立場と少し微妙な位置関係になるのではないかということが田村委員がおっしゃった趣旨という理解でよろしいですね。

○田村委員 結構でございます。ありがとうございます。

○岡村委員長 そうすると、4行消してしまうのも1つの方法ではないかというのが田村委員のお考えですね。

○田村委員 はい、そのとおりでございます。むしろ残すならかなり詳しく書いてあるほうがいいかもしれません。でも消したほうがいいような気がします。

○岡村委員長 ほかの委員の先生方からは、今の点について何か御意見がございますでしょうか。――では、事務局。

○中山室長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。誤解を招くという観点からは落としてもいいかなと思っています。

今先生方の御意見もあるように誤解を招く話もありますし、具体的に書くにしても書きにくい部分もございますので、よろしければ、ここはもう削除する形で後ほど文案修正できたらと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。ほかの先生方は、消す方向で検討するというところで特に御異論ございませんでしょうか。――では、そういう方向での検討をお願いしたいと存じます。

○中山室長 承知しました。

○岡村委員長 そうしましたら畠山委員、続きをお願いできますでしょうか。お待たせしました。

○畠山委員 ありがとうございます。今の点は何か保護されるような部分があるのであれば、明記することもあるのかなと思いましたがけれども、今のお話だと実際にはかなり限定されているということで、そういうケースは少なく誤解を与えるということであれば、削除する方向で私はいいかと思っております。

もう一点は、今回必ずしも修正されている部分ではないですけれども、資料3-2の19ページで「複数の法人間で同一の情報を保有しているケース」のところについての解説があつて、気になったのは比較的中小企業側からの視点がないということです。

まず一番下のポツの「別法人の不正な使用に対する差止請求等」というものがあつて、「子会社等の別法人が不正な利用を行っている場合に」ということがあつて、比較的親子関係の子のほうに対する、親の営業秘密を子がということを想定しているかと思います。別法人という議論からすると、例えば中小企業等の、受注者側が営業秘密を持っていて大企業側が侵害するような場合もあり得ると思っていて、ここにどう書くかはありますけれ

ども、比較的中小企業目線で大企業側にも注意してほしいところを何らか書いていただければと思います。

同じ視点で言うと20ページの一番上のポツですけれども、「営業秘密を特定したNDAの締結により自社の秘密管理意思を明らかにする場合は典型的であるが、取引先との力関係上それが困難な場合には」という書き方です。困難な場合を前提とした書き方になっているのですけれども、むしろそういうことが起こらないように中小企業側とか大企業側はNDAの措置をしっかりとやっていくような、その選択肢についても記載いただくのがいいのかなと思いました。

私からは以上です。

○岡村委員長 ありがとうございました。ただいまの点につきまして、ほかの委員の先生方から何か御意見ございますでしょうか。——ないようですね。

では、事務局、お願いしてよろしいでしょうか。

○中山室長 御示唆いただきまして、ありがとうございます。修正の可否を含めて記載ぶりについて検討させていただければと思います。

一旦、以上でございます。

○岡村委員長 畠山委員、そういう形で再検討するということでもありますので、よろしいでしょうか。

○畠山委員 はい、ありがとうございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。

では、ほかの委員の先生方、ほかの箇所も含めて何か御意見ございますでしょうか。——長谷川委員、お願いできますでしょうか。

○長谷川委員 御指名いただき、ありがとうございます。経団連から参りました長谷川です。

まず初めに、事務局の皆様には昨今の変化を捉えて「営業秘密管理指針」を改訂いただきまして、誠にありがとうございます。この指針の位置づけについて1点、申し上げたいことがございます。

資料3-1の6ページ目、本指針と「秘密情報の保護ハンドブック」の位置づけとして、この指針は「不競法により『営業秘密』として法的保護を受けるために必要となる『最低限の水準の対策』を示す」とあり、まさにそのとおりだと思います。私ども実際に企業で情報の管理をしている立場からすれば、法的保護を訴えなければいけないというのは、い

ざとなったときの駆け込み寺のようなものですので、本指針の読者の方には、あらかじめより高いレベルでの管理をすることで漏えい防止策を講じておく意識も持っていただく必要があらうと思っております。

そうしたときに、資料３－２の改訂案の記載ぶりを拝見すると２ページ目「○（指針で示す管理水準等）」に「本指針は、企業等が保有する多様な情報のうち、不正競争防止法によって営業秘密として差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものである」とあり、この部分はそのとおりに記載されています。

ただ、次の文は「営業秘密以外に」という表現で始まっているため、「秘密情報の保護ハンドブック」が営業秘密以外の種類の違う情報を対象としているかのように誤解される可能性はないでしょうか。「企業や大学等の研究機関が保有する情報全般についての漏えい防止ないし漏えい時に推奨される」とも記載いただいておりますが、本指針とガイドブックの関係については資料３－１の６ページで示していただいたような２段階構成の立てつけはすごく分かりやすいと思うのです。そこがうまく記載ぶりとして反映されているだろうか、と疑問に思いました。

法的保護を受けるために必要な水準は、この指針に書いてあるとおりではありますが、加えて望むべくは、日頃から漏えい防止という観点で「秘密情報の保護ハンドブック」に記載されているような、より高度な管理措置を講じることも問題を未然に防ぐ方法として有効であるといったことを明確に書いておいていただくと、まずこの指針を読んだ方が、あたかもこの指針の内容だけやっておけばいいのかという誤解をしないで済むので望ましいと思った次第です。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の長谷川委員がおっしゃった点につきまして、ほかの先生方から何か関連する御意見はございますでしょうか。――富田委員、お願いいたします。

○富田委員　ありがとうございます。連合の富田でございます。

今長谷川委員がおっしゃった意見に全く賛同の立場で、私の意見、実は同じ箇所の次のページで、本当に瑣末のお願いなのですが御検討いただけたらということがございます。

今回法的保護を受けるために最低限の措置を講ずる観点から見たときに、限定提供データとの相互補完的な役割が重要だということに触れていただいているのですけれども、「限定提供データに関する指針」の参照先が実はこのページには記載がございません。２

ページ目のところで初めて出てくるので、脚注の3のところには参照先があるのですが、多分順番の関係でここには参照先がありませんので、可能であればなのですが、一番最後の行のところ、「限定提供データに関する指針」の後ろに参照先のURLなどを記載していただいて、両方きちんと補完して見ていかなければいけないのだということを読者に意識づけるような、そうした対応も併せて御検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○岡本委員長 ありがとうございます。今の件は形式面での件ですので、特に御異論ないと思います。

○中山室長 承知しました。

○岡本委員長 もう一つは、さっき長谷川委員のおっしゃったことですが、事務局としてはいかがでしょうか。

○中山室長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。確かに管理水準に今回追記させていただいたのは、「秘密情報保護のハンドブック」の前段のところに営業秘密以外の、ほかの情報も含めた管理のことを扱うとの記載を引っ張ってきたので、若干混乱するような記載ぶりになってしまっているかと思います。「営業秘密管理指針」を読んでいただく方がシンプルに、もうちょっと高度に何かをするときに参照すべきものとして「秘密情報保護のハンドブック」があることが分かるように、相互補完性という観点からシンプルに伝わりやすくなるように記載ぶりを検討したいと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。その点にちょっと付け加えて申し上げますと、長谷川委員が御指摘になった、いわゆる機微情報や個人情報等の関係法令。例えば個人情報保護法であれば個人情報というベースとなる概念があって、その中に機微情報というのが、いわゆるセンシティブデータというのが含まれますので、機微情報と個人情報を並列するというと包含関係にありますから、ここもまた事務局と書き方を一緒に検討させていただけたらというように申し上げておきたいと思います。

○中山室長 記載の適正化の観点からどのような書き方が良いのか、一旦検討させていただきたいと存じます。

○岡村委員長 それでは、ほかの部分でももちろん結構ですので、本日自由討議時間を80分取ってありますので、こんな細かいことはどうかとかお考えにならずに御発言願えればと存じます。いかがでございましょうか。——富田委員、お願ひします。

○富田委員 連合の富田でございます。ありがとうございます。

私から質問と要望を申し上げたいのですけれども、資料3-1の16ページ、右側の注2、生成A Iで学習用データとして情報を利用していた場合の秘密管理性の該当性について、下のほうに参考例の図を入れていただきながら補足していただいているところなのですけれども、お尋ねしたいのは参考例の情報 α なのです。

例えば、左下のところの管理単位Cというのがあって、どちらも情報 α と書いてあるのですけれども、A Iが学習するのに使用する営業秘密として管理している情報 α を学習データ用のパラメータに入れて、結果として学習済みのモデルができ、そこから生成された生成物も情報 α という形で、そのことを基軸に注2は書かれているのです。パラメータやプロンプトの入力があるので、生成A Iが情報 α で学習し、そこから出てきたものが全く同じ情報 α でやるというのがちょっと想像できないのですけれども、ここは全く同じ情報が出てくることを前提に参考例がつくられているのかということについてお尋ねしたいと思います。

○岡村委員長 これは文化庁の図ですよ。

○中山室長 文化庁の資料の図も参考にしつつこちらの図を作成させていただきましたが、富田委員が御指摘のとおり情報 α というものを学習用データに入れますと、同じものが出てくる場合と違うものが出てくる場合が想定されるところでございます。

今回問題にしているのは、生成A Iから結果として同じものが出てきた場合のことをここでは書かせていただいております、その理由といたしましては、仮に同じようなものが出てきた場合に、A Iを通してしまったことによって秘密管理性が失われるのではないかといった懸念に対して、今回書かせていただいているという趣旨でございます。

○岡村委員長 富田委員、いかがでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。ちょっと誤解をされるのではないかとあって、A Iを通して同じ情報が出てきますよという説明文がないので、学習データを通して同じものが出てくるとはちょっと想定しにくかったので、例えば α が α' （アルファダッシュ）になって出てくるといったように、類似のものに出てきたとしても、もともと α として使った情報についての秘密性が失われることはないという形の参考例にしたほうが読者は理解しやすいのかなと思ったので、ちょっとお尋ねさせていただいた次第です。その辺はいかがでしょう。

○岡村委員長 事務局、いかがでしょう。

○中山室長　確かに少し分かりにくい部分もあるかと思うので、一旦は引き取らせていただいてもよろしいでしょうか。

○富田委員　はい、分かりました。委員長、その上でこの件について要望があるのですが、続けてもよろしいでしょうか。

○岡村委員長　同じ生成A I の件ですね。

○富田委員　そうです。

○岡村委員長　どうぞ。

○富田委員　注2の文章が非常に難解で、参考例を見ながらであると、ああ、そういうことかと理解が進むのですが、恐らく文章だけを読んでいると迷子になってしまうかなと思います。可能であればこちらのイメージ図を御検討いただいた上で、資料3-2の管理指針の中に記載いただくことができないのか、御検討いただきたいと思います。

その際に、この参考例なのですけれども、どこからスタートしているのかちょっと始点が分からないのですが、恐らくは管理単位Cの左端にある情報 α （営業秘密）のところが1番なのかなと思います。矢印に1番、2番、3番みたいな、行ったり来たりの番号が分かるようにしていただけると、さらに注2の文章との関連性が明らかになるのかなと思いますので、可能な範囲で結構ですので御検討いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の点に関連して、ほかの委員の先生方から何か御意見ございませんでしょうか。――田村委員、お願いいたします。

○田村委員　今の点は、なかなか難しい点だと思ひまして、類似の α' と書いてしまうと、結局 α と α' が同じでなくて違うのだから問題ないというように理解されてしまうかもしれませんよね。他方で単純な α だったりすると、例えば企業内でこれから発売を検討している企画段階の商品の外形デザインなどを生成A I に入れておいたとして、ほかにも似たようなモデルを幾つか検討していたので、かなりの数、10個、20個と入っていたりすると、パラメータ変換されていても結局、プロンプト主体ではかなり似てしまうというか、ほぼ同じようなものが出てくることもあり得るのではないかなと思うのですよね。

あるいは、もともと文字的な情報だったりすると、そのもの自体の情報が出てくるともA I を使ってあり得ると思うので、必ず α が出てくる書き方はちょっとおかしいのかもしれませんが、 α' とするのはちょっと危険かなと。仮に α' とするとしても、それは類似と書かずに同一のというところを押さえておいたほうがいいのかなという気がします。で

も、あまり具体的にこうとなかなか言えないです。ただ、 α' と書くのには少し問題を感じました。

○岡村委員長 ありがとうございます。田村委員は同一の容器、デザインなどであれば意匠法の問題との関連で、意匠についてまだ営業秘密段階のものであればという意味でおっしゃっていると思ひまして、非常に言い得て妙だなと思ひます。

また、表現でなくてアイデアそのものが営業秘密のコアに、技術ノウハウとしてあり得ると思ひますので、それも含めて同じ α というのではなく何かいい書き方がないかどうかということ、必要であればまた委員の先生方のお知恵をお借りしつつ、もう少し違う方向性がないかどうかを検討してみたいと思ひますので、どうか私からもよろしく願ひいはたします。——よろしいでしょうか。

○中山室長 ありがとうございます。

○岡村委員長 井上審議官、願ひします。

○井上審議官 1点だけ、経産省の井上でございます。

全く「同一」ということまで必要かどうか、はあると思ひます。そこで、もし「類似」とすると、今度は広過ぎるので、例えば「実質的に同一」とか、ないし「実質的に同等」という文言も考えられるところではあります。他方で、「実質的に同等」などと書くと、その範囲はどこまでなのか、という話にもなってくると思ひるので、事務局の方で一旦、持ち帰って検討させていただく、ということですかね。

○岡村委員長 よろしく願ひします。——どうぞ、杉村純子委員。

○杉村（純）委員 ありがとうございます。今の点に関連してです。弁理士会の中でも今の点について質問といいますか、検討していただきたいという声が上がっておりましたので、その点について御紹介をさせていただきたいと思ひます。

この参考例に関しましては、管理単位Cが営業秘密の情報 α を学習用データとしてアップしたということですが、仮に学習データにアップされていないとしても、たまたま実質的に同一の情報が他の管理団体にアウトプットとして出てきてしまうこともあると思ひのです。

その場合についての秘密管理性について、ここに記載されているように、そのことだけをもって秘密管理性が否定されることはないと思ひ理解をしていいのかどうか。また公知性との関係についてもどうなのかということについて、生成AIを多くの事業者が利用している現状がありますので、これらの疑問がありました。今回は具体的な事例はまだ定時され

てないと思いますが、今後の状況を注視いただいて、そのような問題が起こってきた場合には、必要に応じて追記していただくか、または現時点で何らか最低限の指針を示していただけるとありがたいと思っております。

○岡村委員長　今おっしゃったのは非常に多義的な問題を含んでいると思ひまして、例えば著作権法で言うところの依拠性のようなものは要るのかどうかという問題とも関連すれば、全く違う、要はクラウドのようなパブリックな生成A Iに安易に営業秘密的なものを放り込むことになる、他者に盗まれてしまうようなことがあるので、入力することでリスクを伴うことについて十分注意しなければならないという面の問題であるとか様々な面を、生成A Iにも一企業にクローズドにしているスタイルで箱だけ買って中の学習用データは追加学習させる場合と、それからパブリックな生成A Iの場合がありますから、なかなかちょっと……。

○杉村（純）委員　すごくたくさん場合分けが必要になってしまうのではないかと考えておりますが、これから生成A Iを利用していくに当たって様々な問題が出てくると思いますので、それに併せて改訂等の見直しを行っていただきたいということで、この点について少し述べさせていただきました。

○岡村委員長　杉村純子委員、その上で、取りあえず今回の改訂ではどういう方向性を具体的に考えたらよろしいでしょうか。もし御意見ございましたらお願いできますか。

○杉村（純）委員　基本的には産業界の方々からも、また田村委員からもいろいろ御指摘ありましたような点についての改訂等は賛成ですし、それ以外の点については、現時点での方向性について賛成です。今後生成A Iを利用していくに当たってはいろいろな問題が出てくると思いますので、それに応じてタイムリーに改訂をおこなっていただくことを期待します。

○岡村委員長　では、さっきの同一性の問題であるとか、 α という言葉を使うかどうかはともかく別途検討するとして、それ以外に関しては今後の課題ということでよろしいでしょうか。

○杉村（純）委員　具体的な事例というものがまだ出てきていないような状態ですので、今後の課題ということでお願いしたいと思っております。

○岡村委員長　分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、今日はこれがほぼメインテーマという形ですので一言ずつでも御質問をいただければと思うのですけれども、例えば林委員、後のほうがよろしいですか。

順番は後にしますか。

○林委員　　お願いします。

○岡村委員長　　両杉村委員はお話しされましたが、どうぞ。

○杉村（純）委員　　もう一つだけ、よろしいでしょうか。今回このように改訂を検討いただいて感謝を申し上げます。「営業秘密管理指針」は知財関係者だけではなく多くの方に注目をされております。ただ、私どものような知的財産実務者や専門家にとっては分かりやすい指針ですが、例えば中小企業や大学・公的機関の方には文言だけではなかなか理解するのが難しいと思いますので、先ほどの資料３－１のような簡単な概要版も作成いただいて周知をしていただきたいと思います。

大学で知的財産マネジメントのクラスを持たせていただいておりますが、知的財産者ではない30代の企業人の受講生の一番の関心時が営業秘密です。従来の営業秘密管理指針について分かりにくいとか、文字ばかりで読みにくいという声がありましたので、概要版はぜひ作成いただき、広く大学・公的機関も含めて周知していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○岡村委員長　　出来上がった暁には、内容に関しての説明会などすることは検討される予定なのでしょうか。

○中山室長　　どういう形がよろしいかは皆様方とも御相談かと思いますが、どこまで法的保護を受けられるか、企業の皆様にとって重要な話なので、しっかり周知をしていきたいと考えています。

○岡村委員長　　私からも、弁理士会も頑張っていただいて、また、弁護士会も日弁連も頑張っていただいて、あと経団連、日商にも周知を御協力願えればというようにお願いしておきたいところでございます。

それでは、末吉委員、お願いします。

○末吉委員　　ありがとうございます。私は今回の改訂、全体的に賛成なのですが、いろいろな御意見を伺ってくると、ちょうど資料３－１の６ページで参考としてお示しになっている「営業秘密管理指針」と「秘密情報の保護ハンドブック」の関係のところに出てくるのです。

一番指針が生きてくるという言い方がいいかどうか分かりませんが、我々弁護士からすると警察なのです。たまに林委員とお話することがあるのですが、特に告訴をする。被害者側の代理人をやると警察当局は平成27年指針より前かどうかというのを

昔は必ず確認されて、平成27年指針が大変評価されている。警察当局は非常に勉強されていて、もう立件するかどうか。特に秘密管理性のところは大きな分水嶺を引いておられて、規範として生きているのを我々は感じています。刑事事件で考えると裁判所もその流れを酌んでおられて、私、非常にいいことではないかと。これは知財室の大変なご努力の下にあると私も理解しているのですが、言わばこの指針をどのように周知徹底するかというのは、警察当局、あるいは刑事裁判等でも非常に重視されている。

ただ、今お話をいろいろ伺ってくると、この指針が分かりづらいというのは確かにあるのかもしれないですが、私としてはまさに6ページにあるとおりで、指針は指針として法的保護レベルの分水嶺だということは今後も徹底したほうがいいのではないかなと。何をおそれるかということ、ちょっと言葉はよくないかもしれませんが分かりやすさを優先するが余り、法的保護レベルが曖昧になるほうがむしろ危ないのではないかと思います。

そういうことがあるのかどうかちょっと分かりませんが、例えばA I の話を余り持ち込むと、特にA I がまだ法的保護レベルで、直ちに指針を使ってやるように多分なっていないのではないかと思います。大変申し訳ないけれども、むしろ「秘密情報の保護ハンドブック」レベルというように少し割り切ったほうがいいのかと。私は反対でないですが、もし分かりにくいところがあるのだとすると、そういう方向での見直しということをして今回無理であれば将来考えていただいて、一番大事なのは法的保護レベルとしての指針の価値。今非常に重要なものがあると私は認識していますので、重要な意味を今後とも大事にしつつ発展させる。あるいは分かりやすさを追求する。この2つのツール。「営業秘密管理指針」と「秘密情報の保護ハンドブック」をうまく使いながら、やっていったらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○岡村委員長　今の末吉委員の御意見に私も大賛成でございます。

河野委員、何かもっとこの点というのがありましたら、どうぞ。

○河野委員　先ほどの生成A I のところのお話を聞いていて思ったのですけれども、この部分は議論のあるところかと思います。

先ほど杉村委員からもあったように、いまの記述を読むと、ここに書いていない場合はどうなるのだろうという疑問が湧く一方で、場合分けをして書こうとすると多岐にわたり、技術の進歩も速くてなかなか難しい。

あと先ほど田村委員から御指摘があった、同一とするのか、類似とするのかという論点

については、私も田村委員と同じような印象を持ちました。また、委員長のほうからあった依拠性との関係性。たまたま同じものが出てきたことを同一と評価していいのか、あるいは類似の範囲をどう考えるのかなど。本当に書きぶりが難しいだろうなと思いながら、どこまで指針に書いてあるとよいのだろうか、今の末吉委員の御意見も参考にしながらもう少し考えてみたいと思ったところです。結論がなくて恐縮ですが、そのような感想を持ちました。

○岡村委員長 ありがとうございます。田村委員がおっしゃったのは意匠の例でしたけれども、先ほど申し上げましたように、この図にあるような生成A I イコール著作権の問題というよりは、もっと重要なのは技術的なアイデアの面で入れたが最後、みんなのパブリックドメインになってしまうことになると非常に困りますので、同一性というのも、むしろ技術のアイデアのノウハウとしての同一性ということになるとまた全然著作権法とは違った考え方になりますから、さらに検討が進んでいないところなのだろうなとも思います。

林委員、お待たせしました。

○林委員 ありがとうございます。私も社会情勢の変化に応じて、事務局でこのように「営業秘密管理指針」の改訂をしてくださったことに感謝いたします。改訂で取り上げてくださったところについても賛同しております。その上で、本当に細かいところをどうしてもということであれば2点申し上げます。

まず、資料3-2の19ページの注2、先ほどの生成A I の書きぶりについてですが、ここは、秘密管理性の要件のうち、「(4) 営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方」についての記載として、18ページの下の方のポツ、「すなわち」以下に書かれていますが、管理単位ごとに「当該企業の秘密管理意思に対する認識可能性があればよい」ということを説明する文脈で、この注2を書いているものだと思います。

そういう意味で注2で強調したかったのは、注2の中の、当該情報 α がC単位において秘密管理されているのであれば、ほかで出力されたからといってC単位における秘密管理性が否定されることはない、ということをおっしゃりたい例の部分なのだろうなと思います。

企業において生成A I の利用については、日本の場合の利用率は低く、海外に比べてかなり慎重に使われているようです。無料サービスであると自分の入れたデータが学習データに使われてしまうから、あえて有料サービスを使う。そのためだけに有料サービスを選

ぶという形で、企業の中で試行的に使い始める場合も、そういった使用ルールを社内で決めた上で使っていって、いざとなったら、それが学習データに使われないことの確認。パブリックにならないことを確認した上で使うようにせよ等、そういうことを書いていただくと、この文脈にはフィットするのかなと思いました。その上でこの場合はどうだ、ああだというのは、もう少し生成A Iの利用事案が集積してから「秘密情報の保護ハンドブック」のほうで書いていただくのがよろしいかなというのが1点です。もう一点なのですが……

そういう意味で注2に生成A Iについての記載を入れるとしたら、管理単位で秘密管理する上で生成A Iを使うときには、それが学習データに使われないことの確認。パブリックにならないことを確認した上で使うようにせよ等、そういうことを書いていただくと、この文脈にはフィットするのかなと思いました。その上でこの場合はどうだ、ああだというのは、もう少し生成A Iの利用事案が集積してから「秘密情報の保護ハンドブック」のほうで書いていただくのがよろしいかなというのが1点です。もう一点なのですが……

○岡村委員長　　まず、今の点について事務局からお願いします。

○中山室長　　ありがとうございます。先ほど来議論があるように実質同一なのかとか、田村委員からいただいた意匠の例なども踏まえて、どこまで書けるのかといった懸念もあるかと思います。

注2のところだけ見ると、結構細かくこういうケースはどうなのか？ということになってしまうかもしれませんが、(4)の全体の流れを見ながら最適な記載ぶりについては考えていきたいなと思います。また、A Iに関する事案はこれから蓄積されていくことでもありますので、うまく「秘密情報の保護ハンドブック」との使い分けも含めて考えていければよろしいかなと思っていますところでございます。

○岡村委員長　　では林委員、続きをお願いします。

○林委員　　2点目は、資料3-2の6ページに「本指針の対象となる『事業者』の範囲」とある点です。ここで文章として書かれていることには全く異論がなく、このとおりだと思います。御趣旨としては、事業者に大学・研究機関を含むということを述べているのだと思います。

ただ、ここで書かれている営業秘密自体は、条文の2条6項としては営業秘密の定義に「事業者は」という言葉はないですね。不正競争防止法の1条に「事業者間の公正な競争」とあって、「事業者」という文言がありますし、有用性のところでは「事業活動に」という文言があるので「事業者」が出てくるのは分かるのですが、この指針の中で出てくる用語としては「企業」と書かれていたり、「企業等」だったりしますし、一番広い書き方としては「営業秘密保有者」と書かれています。そういう意味では、この冒頭で、いきなり「本指針の対象となる『事業者』の範囲」と書かれていると、事業者しか対象でないのかと、引っかかる人はいないのかなというのがちょっと気になります。

例えば後ろの20ページでは「営業秘密保有者E」、「E企業」、「自社E」、「法人」などいろいろな言い方をしています。本当に修辭的な話で恐縮なのですが、一番広い「営業秘密保有者」もたくさん使われておりますので、どこかで最初に定義して、整理して使ってもいいのかなと思いました。

○岡村委員長 要するに営業秘密保有者として保護を受ける者の範囲というお話ですね。

○林委員 はい、ここは範囲の話をされているのだろうと思います。

○岡村委員長 これまで企業中心で考えていたけれども、大学なども同様に保護を受ける対象になるよという話ですね。

○林委員 そうですね。説明の分かりやすさから「企業が」という文章が例示として挙がっていても、「企業」と書いてあっても、そこはそれぞれ「営業秘密保有者」に読み替えてもらっていいですよということが分かればいいのではないかなと。

○岡村委員長 企業と、それから大学とかを含めて「以下、企業等という」という感じでもいいわけですね。

○林委員 はい、そう私は思います。

○岡村委員長 そういうスタイルで整理を。

○中山室長 ありがとうございます。

○岡村委員長 大変重要な御指摘だと思います。——林委員、よろしいでしょうか。

○林委員 以上です。ありがとうございます。

○岡村委員長 小松委員、どうぞ。

○小松委員 ありがとうございます。私は以前からずっと言っている不競法の法的保護と情報セキュリティ対策の未然防止というのが、うまく違いと重複しているところが分かるようになるといいなと思っております。今回の内容については、セキュリティ対策をしなくてもいいと思われないように、書きぶりを変えていただけるとよろしいかと思っはいたのですけれども、なかなかそうもいかないのかなと。私自身で、いろいろ悩んでいたところです。

先ほど皆さんからも御意見があったA Iのところなのですが、資料3-1の16ページだと思います。私自身が分からないというか、ちょっと不思議だと思ったのは、絵の中で管理単位Cの情報 α が営業秘密だということを理解しながらA Iのほうに学習用データとして入力してしまっているところが、こんなことをしたら使っているところが、この場合だと管理単位Dですけれども、Dがひょっとしたら情報 α を習得してしまうこと

が想像できること自体をやっていることが、私はこれでいいだろうかと思いました。

基本的には企業の中なので、企業外からは出ないということで管理単位Cのところで営業秘密として管理していると言っているのかもしれないですけども、管理単位Dのところでは営業秘密かどうか分からないので、もしかしたらここから外に出てしまうかもしれないだろうなと思うと、管理単位Cのところで情報 α を学習データに入れることについて、どういうことなのかをきちんと理解して利用してほしいということが分かるように、どこに書くか私にもよく分かりませんが、「秘密情報の保護ハンドブック」なのかもしれないと思いますが入らせていただきたいなと思いました。もちろん先ほど委員長がおっしゃったようにパブリックな学習モデルである場合には、もうそういう学習データとして入力することはないと思ったりしています。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。例えば研究部門が安易に大切なデータであるとか、あるいはアイデア、研究成果を入れてしまうことで、営業部が取り出したらとんでもないことになってしまったような、自爆行為を誘発しかねないという御趣旨の御意見と理解した次第です。

○小松委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 それも含めて、もう少し事務局での御検討をよろしくお願いいたします。

○中山室長 承知しました。ありがとうございます。

○岡村委員長 ほかには、特に御意見、補足点を含めて大丈夫でしょうか。リアル出席の皆様も、特に補足はございませんでしょうか。——では、今の点を踏まえまして、これからの修正作業につきましては私が委員長として行うことに御一任いただき、その後パブリックコメントにかける案につきまして、委員の皆様にご報告する形とさせていただきたいと思います。その際に必要に応じて皆様からお知恵を拝借することがあるかもしれませんので、そのときにはよろしくお願いいたします。以上の形で御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。そうしましたら、ここからの修正は私が委員長としてまとめさせていただくことといたします。

それでは、少し予定より時間は早いですけれども、本日予定しておりました議事は終了となります。

最後に、今後のスケジュールにつきまして事務局から御連絡をお願いいたします。

○中山室長　委員の皆様、今日は活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、今後の予定等について事務局より御連絡をいたします。「営業秘密管理指針（案）」については、本日いただいた御意見を取り込んで岡村委員長に御相談させていただいた上で、委員の皆様方に御連絡をさせていただければと思います。パブリックコメントも準備させていただければと思いますけれども、今日生成ＡＩのところもいろいろ御議論ありましたので、そちらの調整も済み次第、進められるようにしていきたいと考えているところでございます。

また、次回の不正競争防止小委員会でございますけれども、パブリックコメント終了後に開催をと考えているところでございます。開催日時については、また追って御連絡をさせていただければと思います。３月の次回はパブリックコメントの結果の報告などを行いと思っているところでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡村委員長　それでは、これをもちまして第27回不正競争防止小委員会を閉会といたします。本日は皆様、ありがとうございました。

——了——